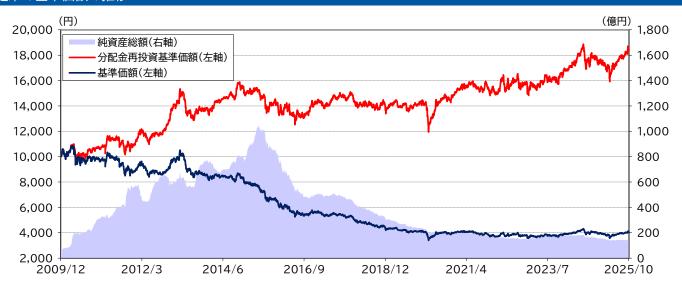


アジア・オセアニア債券オープン(毎月決算型)(愛称 アジオセ定期便)

追加型投信/海外/債券

設定来の基準価額の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。当ファンドの実質的な信託報酬は、投資対象ファンドの信託報酬を間接的に ご負担いただくことになりますので、作成基準日現在、純資産総額に上限年率1.65%(税抜1.5%)を乗じて得た額となります。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

[※]グラフは過去の実績であり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

基準価額	4,056 円
純資産総額	141.2 億円

※基準価額は1万口当たりです。

騰落率						
	1ヵ月前	3ヵ月前	6ヵ月前	1年前	3年前	設定来
分配金再投資基準価額	1.32%	3.48%	11.64%	3.45%	18.51%	84.35%

- ※騰落率は、1ヵ月前、3ヵ月前、6ヵ月前、1年前、3年前の各月の決算日、および設定日との比較です。
- ※設定来の騰落率は、1万口当たりの当初設定元本との比較です。
- ※当ファンドは、特定の指数を上回るまたは連動する成果を目指した運用を行っておりません。そのため、 特定のベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

[※]騰落率は小数点第3位を四捨五入しております。

ポートフォリオ構成比率	
アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	19.6%
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)	78.9%
短期金融商品・その他	1.5%

[※]構成比率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

設定来分配金合計	10,270円

過去1年間の分配実績

(1万口当たり・税引前)

決算日	分配金	決算日	分配金	決算日	分配金
2024/11/20	10円	2025/03/21	10円	2025/07/22	10円
2024/12/20	10円	2025/04/21	10円	2025/08/20	10円
2025/01/20	10円	2025/05/20	10円	2025/09/22	10円
2025/02/20	10円	2025/06/20	10円	2025/10/20	10円

※運用状況等によっては分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。



投資対象国の債券利回り(%)

	設定日	前期末	当期末	設定日との	前期末との
元门四	2009/12/17	2025/9/22	2025/10/20	比較	比較
オーストラリア	5.02	3.65	3.51	▲ 1.51	▲ 0.14
インドネシア	8.95	5.39	5.35	▲ 3.60	▲ 0.04
ニュージーランド	5.72	4.20	3.96	▲ 1.76	▲ 0.24
タイ	2.16	1.11	1.17	▲ 0.99	0.06
マレーシア	3.76	3.12	3.21	▲ 0.55	0.09

[※]ニュージーランドは10年物、タイは2年物、その他は5年物国債利回りです。 また、当該日前営業日のデータを使用しています。

(出所:BloombergデータよりSBI岡三アセットマネジメント作成)

(出所:投資信託協会データよりSBI岡三アセットマネジメント作成)

為替レートの状況(対円)

通貨名	設定日	前期末	当期末	設定来騰落率	前期比騰落率
	2009/12/17	2025/9/22	2025/10/20	加馬/口十	加馬/口十
オーストラリア・ドル	81.01	97.62	98.21	21.2%	0.6%
インドネシア・ルピア	0.96	0.90	0.91	▲ 5.2%	1.1%
ニュージーランド・ドル	64.71	86.71	86.58	33.8%	▲ 0.1%
タイ・バーツ	2.71	4.65	4.61	70.1%	▲ 0.9%
マレーシア・リンギット	26.28	35.21	35.71	35.9%	1.4%

[※]為替レートは対顧客電信売買相場の当日(東京)の仲値です。 ※インドネシア・ルピアに関しては、100倍して表示しています。

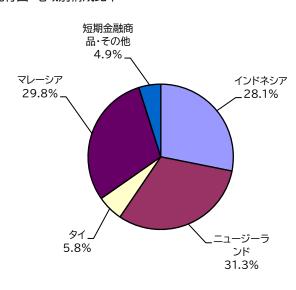


アジア・オセアニア債券オープン(毎月決算型)(愛称 アジオセ定期便)

追加型投信/海外/債券

アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの状況

<発行国·地域別構成比率>



※構成比率は、作成基準日現在の「アジア・ニュージーランド債券マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

<ポートフォリオの特性>

保有債券の平均最終利回り	3.81%
保有債券の平均直接利回り	4.56%
ファンド全体のデュレーション	5.68年

※デュレーションとは投資元本の平均回収年限のことを言い、対象債券のクーポンが同じであれば残存期間が長いほどデュレーションは長くなります。また、金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが大きくなります。

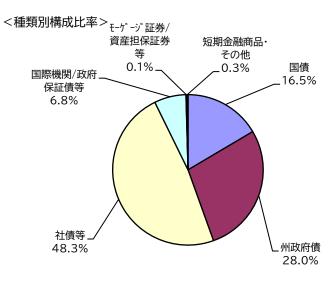
<保有債券の信用格付別構成比>

31.3%
_
35.6%
28.1%
_
_
4.9%

※信用格付は主要な信用格付業者等の信用格付を基に記載しています。

※当マザーファンドは、ソブリン債(国債、政府保証債等)と概ね同等の投資効果が期待できる債券へ投資する場合もあります。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の状況



<ポートフォリオの特件>

保有債券の平均最終利回り	4.32%
保有債券の平均直接利回り	3.55%
ファンド全体のデュレーション	5.05年

<保有債券の信用格付別構成比>

AAA	31.9%
AA	26.7%
Α	25.1%
BBB	16.3%

※信用格付は主要な信用格付業者等の信用格付を基に記載しています。 構成比は、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格 機関投資家専用)」の組入債券の評価額の合計に対する比率です。

※構成比率は、作成基準日現在の「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア 債券ファンド(適格機関投資家専用)」の純資産総額に対する比率です。 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合が あります。

(出所:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の月次運用レポートよりSBI岡三アセットマネジメント作成)



ファンドマネージャーのコメント

第190期 (2025年9月23日~2025年10月20日)

※フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ ジャパン株式会社からの情報を参考のうえ作成しております。

<投資環境>

アジア・オセアニア地域の債券市場では、投資国の債券利回りがまちまちの動きとなりました。

オーストラリア債券市場では、利回りが低下(価格は上昇)しました。9月中は、豪消費者物価指数(CPI)の対前年比の伸びが過去1年で最大となったことを受けて、オーストラリア準備銀行(中央銀行、RBA)の利下げ観測が後退したため、利回りは上昇しました。9月末の理事会ではRBAが市場予想通り政策金利を据え置く一方、若干タカ派的なスタンスを示したものの、地域的結びつきの強いニュージーランドで10月上旬に大幅な利下げが実施されたことが、オーストラリアの利回り上昇を抑える要因となりました。作成期末にかけては、トランプ米大統領が中国に対する関税引き上げを示唆したことを受けて、貿易戦争を巡る懸念が再燃したことから利回りは低下しました。また、豪雇用統計で失業率が約4年ぶりの水準に上昇したことも、利下げ期待の高まりから利回りの低下要因となりました。

アジア・オセアニア地域の為替市場では、投資通貨が対円でまちまちの動きとなりました。

オーストラリアドルは対円で上昇しました。9月中は、市場予想を上回る豪CPIを背景にRBAの利下げ観測が後退したことなどから、オーストラリアドル・円相場は底堅く推移しました。10月に入ってからは、自民党総裁選において財政拡張や金融緩和を志向するとされる高市氏が勝利したことを受けて、米ドルなどの主要通貨に対して円が下落し、対オーストラリアドルでも円安が進行しました。作成期末にかけては、米中貿易摩擦懸念を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まったことなどから、オーストラリアドル安・円高が優勢となりました。

<運用経過>

当ファンドにつきましては、アジア・ニュージーランド債券マザーファンド(以下ANマザーファンド)を20%程度、フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)(以下FTファンド)を80%程度組み入れて運用を行いました。

ANマザーファンドについては、債券組入比率を概ね高位に維持し、利息収入の確保を図りました。当作成期は、発行国・地域別構成比率に関して、概ね前月の比率を維持しました。

FTファンドについては、金融債、リート・セクター等を中心とした社債の投資比率を高位としました。デュレーションについては、市場動向に応じて調整を行いました。

なお、収益分配金に関しては、1万口当たり10円(税引前)とさせていただきました。

<今後の運用方針>

アジア・オセアニア地域の債券市場は、米国の金融政策や関税政策、グローバル景気の動向等を睨んで神経質な展開になると予想します。

オーストラリア債券市場については、利回りが低下しやすい展開になると予想します。RBAは9月の理事会において2会合ぶりに政策金利を据え置き、若干タカ派的なスタンスを示したものの、その後に発表された統計では豪労働市場の軟化が浮き彫りとなりました。RBAによる追加利下げ観測が高まっていることから、利回りは低下基調を辿りやすいと考えます。

アジア・オセアニア地域の為替市場は、米国の金融政策やグローバルの景気動向に左右され、方向感に乏しい動きになると考えます。 オーストラリアドルについては、短期的には米国の関税政策やグローバル景気の動向、日豪両国の金融政策に注意が必要なものの、中期的にはオーストラリア経済の安定性、オーストラリア債券の相対的に魅力的な利回り、高水準の資源価格などを背景に、対円で底堅く推移することが期待されます。

当ファンドの運用方針につきましては、ANマザーファンド、FTファンドの組入比率の合計を高位に保ち、当面は、現状程度の組入比率で推移させる方針です。

※ 今後の運用方針等は、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。また、市場環境等についての評価、 分析等は、将来の運用成果を保証するものではありません。



ファンド情報

設 定 日 2009年12月17日 償 還 日 原則として無期限

決 算 日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)

ファンドの特色(1)

- 1 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資します。
 - アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
 - ●フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)<運用会社>フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(投資顧問会社)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド
 - ・アジア・ニュージーランド債券マザーファンドは、アジア諸国・ニュージーランドの現 地通貨建のソブリン債(国債、政府保証債等)およびそれと概ね同等の投資効果が 期待できる債券等に投資します。
 - ・フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)は、 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券 等で、原則としてBBB-/Baa3格以上の格付を付与されたものに投資します。



フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用 会社である「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」および運用指図に関する権限の委託を受けて実際の運用を担当する「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」は、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社です。



ファンドの特色(2)

- 2 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- ●分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ●分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。



収益分配金に関する留意事項

●ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、 ファンドの純資産から支払われます。分配金が 支払われると、その金額相当分、ファンドの純資 産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の 中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算 期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下 落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示す ものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合 前期決算日から基準価額が下落した場合 10,550円 期中収益 ①+②**50円** 分配金100円 10,500円 10,500円 (*50円を取崩し) *50円 10,450円 配当等収益(①) 20円 10,400円 分配対象額 分配対象額 分配金100円 500円 450円 500円 分配対象額 基準価額 (*80円を取崩し) 基準価額 (3+4) (3+4)(3+4)*80円 10,300円 分配対象額 420円 (3+4)当期決算日 当期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 前期決算日 分配前 分配後 分配前 分配後

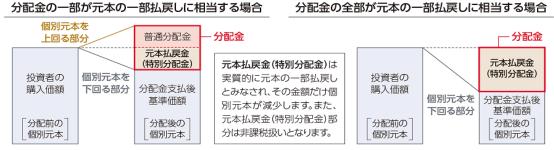
分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

△ 分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に 留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てる ことができます。

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないように するために設けられたものです。

- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上 がりが小さかった場合も同様です。



■ 普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配 金です。

二二 元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別 元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等<ファンドの費用・税金>」をご参照ください。



投資リスク(1)

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア・オセアニア地域の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

●主な変動要因

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

●その他の変動要因

流動性リスク、組入債券の期限前償還のリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



投資リスク(2)

■ その他の留意点

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ●投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



お申込みメモ

開入価額		
議入・協会	購入単位	
勝元会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 投金単位 販売会社が定める単位		※詳しくは販売会社にご確認下さい。
#詳しくは販売会社にご確認下さい。 #金単位	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 換金中込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後33時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 扱金制限 ありません。 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 優別として無期限(2009年12月17日設定) 要益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配の第1に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 5,000億円 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	腊入代全	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。
#詳しくは販売会社にご確認下さい。 換金価額	がサンノしぐびた	※詳しくは販売会社にご確認下さい。
#詳しくは販売会社にご確認下さい。 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 換金代金 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。	10.0 11.11	販売会社が定める単位
#A金代金	換金単位	※詳しくは販売会社にご確認下さい。
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	14.A/THE	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した
## いてお支払いします。 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 換金制限	換壶個額	価額
#込締切時間 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 換金制限 ありません。	協会學会	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通
中込締切時間 午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 換金制限	探並1 (並	じてお支払いします。
中込締切時間 午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 換金制限		原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 換金制限	これ シストカリ 土田日	午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、
## おりません。 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・・オーストラリア証券取引所の体業日およびその前営業日 ・・シドニーまたはメルボルンの銀行の体業日およびその前営業日 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 信託期間	中心神切时间	販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社
購入・換金 申込不可日 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・オーストラリア証券取引所の体業日およびその前営業日 ・シドニーまたはメルボルンの銀行の体業日およびその前営業日 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp		にご確認ください。
購入・換金 申込不可日 ・・オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日 ・シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 「別として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	換金制限	ありません。
・オーストラリア証券取引所の体業日およびその前営業日 ・シドニーまたはメルボルンの銀行の体業日およびその前営業日 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止お よび取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能 の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付 を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すこと があります。 信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 操上償還 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発 生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決 算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	n#1 46.0	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。
・シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止及び取消しを中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 愛益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社		・オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し 同則として無期限(2009年12月17日設定) 操上償還 原則として無期限(2009年12月17日設定) 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 6託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp	中处个可口	・シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日
中込受付の 中止及び取消し 応申止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 操上償還 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社		投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止お
中止及び取消し を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 操上償還 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社		
信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 操上償還 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。		
信託期間 原則として無期限(2009年12月17日設定) 操上償還 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。	中正及び取消し	
 操上償還 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 次告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社 		
 操上債遠 生した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社 	信託期間	原則として無期限(2009年12月17日設定)
注した場合等には繰上償還となることがあります。 決算日 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 5,000億円 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	繰上償還	
収益分配 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社		
収益分配 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 公告 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	決算日	
第日の基準価額で再投資します。 信託金の限度額 5,000億円 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社		
信託金の限度額5,000億円公告原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp運用報告書5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	収益分配	
公告原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社		
公告https://www.sbiokasan-am.co.jp5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	信託金の限度額	5,000億円
https://www.sbiokasan-am.co.jp 5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社	公告	
連用報告書		https://www.sbiokasan-am.co.jp
を通じて交付します。	運田報告書	5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社
	是们和日	を通じて交付します。



ファンドの費用

投資者が直接的に	真担する費用		

購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購

入時手数料率を乗じて得た額

購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。

購入時手数料率は変更となる場合があります。

「アジア・オセアニア債券オープン(1年決算型)」からのスイッチング(乗換え)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数

料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳しくは販売会社にご確認下さい。

信託財産留保額

購入時手数料

1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.10%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンド	純資産総額×年率1.144%(税抜1.04%)					
			委託会社	年率0.40%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。		
		配分	販売会社	年率0.60%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理、購入 後の情報提供等の対価です。		
			受託会社	年率0.04%(税抜)	運用財産の管理、委託会社から の指図の実行の対価です。		
	投資対象とする 投資信託証券	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用) 純資産総額×年率0.506%(税抜0.46%)					
	実質的な負担	純資産総額×年率1.65%(税抜1.5%)(上限) 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。					
	監查費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)						
その他費用・ 手数料	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用等を間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。						

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・ 手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。 ※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により 変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその 上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ファンドの商品説明および販売事務手続き等の

対価として販売会社に支

払われます。

委託会社および関係法人の概況

委 託 会 社 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受 託 会 社 三井住友信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行います。)



販売会社について(1)

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

		加入協会			
商号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
(金融商品取引業者)					
岡三証券株式会社	関東財務局長(金商)第53号	0	0	0	0
岡三にいがた証券株式会社	関東財務局長(金商)第169号	0			
アーク証券株式会社	関東財務局長(金商)第1号	0			
アイザワ証券株式会社	関東財務局長(金商)第3283号	0	0		0
あかつき証券株式会社	関東財務局長(金商)第67号	0	\circ	0	
阿波証券株式会社	四国財務局長(金商)第1号	0			
今村証券株式会社	北陸財務局長(金商)第3号	0	0		
永和証券株式会社	近畿財務局長(金商)第5号	0			
SMBC日興証券株式会社	関東財務局長(金商)第2251号	\circ	0	0	0
株式会社SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
FFG証券株式会社	福岡財務支局長(金商)第5号	\circ			0
香川証券株式会社	四国財務局長(金商)第3号	0			
極東証券株式会社	関東財務局長(金商)第65号	0			0
寿証券株式会社	東海財務局長(金商)第7号	0			
静岡東海証券株式会社	東海財務局長(金商)第8号	0			
島大証券株式会社	北陸財務局長(金商)第6号	0			
株式会社証券ジャパン	関東財務局長(金商)第170号	0	0		
荘内証券株式会社	東北財務局長(金商)第1号	0			
新大垣証券株式会社	東海財務局長(金商)第11号	0			
株式会社しん証券さかもと	北陸財務局長(金商)第5号	0			
大熊本証券株式会社	九州財務局長(金商)第1号	0			
長野證券株式会社	関東財務局長(金商)第125号	0	0		
南都まほろば証券株式会社	近畿財務局長(金商)第25号	0			
ニュース証券株式会社	関東財務局長(金商)第138号	0	0		
播陽証券株式会社	近畿財務局長(金商)第29号	0			
光証券株式会社	近畿財務局長(金商)第30号	0	0		0
北洋証券株式会社	北海道財務局長(金商)第1号	0			
益茂証券株式会社	北陸財務局長(金商)第12号	0			
松井証券株式会社	関東財務局長(金商)第164号	0		0	
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0
三菱UFJ eスマート証券株式会社	関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0
水戸証券株式会社	関東財務局長(金商)第181号	0	0		
明和證券株式会社	関東財務局長(金商)第185号	0			
山和証券株式会社	関東財務局長(金商)第190号	0			
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0



販売会社について(2)

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

		加入協会			
商号	登録番号	日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三晃証券株式会社	関東財務局長(金商)第72号	0			
JIA証券株式会社	関東財務局長(金商)第2444号	\circ			0
野畑証券株式会社	東海財務局長(金商)第18号	0			0
武甲証券株式会社	関東財務局長(金商)第154号	0			
(登録金融機関)					
株式会社青森みちのく銀行	東北財務局長(登金)第1号	0			
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引 業者:マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品 取引業者:マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄総合事務局長(登金)第3号	0			
株式会社北日本銀行	東北財務局長(登金)第14号	0			
株式会社三十三銀行	東海財務局長(登金)第16号	0			
株式会社静岡銀行	東海財務局長(登金)第5号	0		0	
株式会社静岡中央銀行	東海財務局長(登金)第15号	0			
株式会社福岡中央銀行	福岡財務支局長(登金)第14号	0			
PayPay銀行株式会社	関東財務局長(登金)第624号	0		0	
株式会社北都銀行	東北財務局長(登金)第10号	0			
株式会社南日本銀行	九州財務局長(登金)第8号	0			

(注) 販売会社によっては、現在、新規のお申込みを受け付けていない場合があります。

委託会社 電話番号 ホームページ

お問合わせ先 03-3516-1300(営業日の9:00~17:00) https://www.sbiokasan-am.co.jp

ご注意

- ・本資料はSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。投資信託説明書(交付目論見書)の交付場所につきましては「販売会社について」でご確認ください。
- ・本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証 するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示す ものではありません。
- ・本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- ・本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。